

第24回 21世紀社会福祉セミナー開催要綱

「いつまでも自分らしく生きるために」

～知っていますか？成年後見制度利用促進法～

〈趣旨〉

判断能力の低下により、財産管理やサービスの契約などが1人でできない方に、支援者(成年後見人、保佐人、補助人)が、本人の権利を法的に護る制度として、成年後見制度があります。

平成28年4月13日には、「成年後見制度利用促進法」が公布されました。この法律は、成年後見制度の利用が伸びない現状の中で制度の活用を促進するものであり、利用者にメリットを実感できる制度への改善や、地域で成年被後見人等を支える地域連携ネットワークづくり、後見人の不正防止、成年被後見人の権利制限を見直すなどを目標に、今後、計画や施策づくりが進められていきます。

今回のセミナーでは、基調講演で成年後見制度利用促進法についてわかりやすく解説していただき、シンポジウムでは成年後見制度に関わる弁護士、社会福祉士、行政担当者に登壇していただき、「成年後見制度利用促進法」の施行後の現状や課題、今後、社会福祉士に求められる役割や展望を皆さんと考えていきたいと思います。

日時：平成29年7月8日(土) 13:00～16:30 (受付は12:30より)

第1部 基調講演 (13:15～14:30)

演題 「いつまでも自分らしく生きるために」

講師 内閣府 内閣府成年後見制度利用促進担当室

第2部 シンポジウム (14:45～16:30)

「知っていますか？成年後見制度利用促進法」

◎コーディネーター

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 理事 古賀 理

◎コメンティーター

内閣府 成年後見制度利用促進担当室

◎シンポジスト

：佐賀県弁護士会所属 江越法律事務所 江越 正嘉 氏

：唐津市役所 保健福祉部地域包括支援課 主査 杵島 浩介 氏

：公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 事務局次長 三角 明裕

場所：アバンセ (佐賀県佐賀市天神3丁目2-11)

入場料：無 料

参加定員：300人

主催：公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

講演：佐賀県(予定)

申し込み：参加希望者は、参加申込書に必要事項を記入の上、7月3日(月)までに郵送又はFAXにて下記までお申し込みください。ホームページからもお申し込み出来ます。

(尚、メールでお申込みの場合は、氏名、所属等を明記の上、下記アドレスをお願いします。)

申し込み先 〒849-0935 佐賀市八戸溝1丁目15番3号

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 事務局 TEL 0952-36-5833 FAX 0952-36-6263

E-Mail : csw-sagal@cosmos.ocn.ne.jp

URL : <http://saga-csw.com/>